

3月定例会 議決議案

■総務文教常任委員会に付託し、
本会議で議決された議案(※)

▼暴力団排除条例の制定【可決】

暴力団の排除に関する基本理念を定め、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与する。
(24年4月1日から施行)

▼暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定【可決】

暴力団排除条例の施行に伴い、市の24施設を暴力団に使用させないため所要の改正(24年4月1日から施行)

▼半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例及び五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の一部改正【可決】

納税義務者の利便性向上のため申請期間の延長等の改正(24年4月1日から施行)

▼市立公民館条例の一部改正【可決】

公民館運営審議会委員の任命基準を定めるとともに暴力団排除に伴う所要の改正(24年4月1日から施行)

▼市立五條文化博物館条例の一部改正

【可決】

市立五條文化博物館協議会委員の任

命基準を定める。(24年4月1日から施行)

▼一般会計補正予算(第7号)【可決】

退職手当、財政調整基金積立金、南和広域医療組合出資金等の追加並びに繰越明許費及び地方債の補正

■厚生建設常任委員会に付託し、
本会議で議決された議案

▼市営住宅条例の一部改正【可決】

市営住宅の整備基準及び入居者資格を改正(24年4月1日から施行)

▼西吉野交流促進センターに係る指定管理者の指定【可決】

24年4月1日から27年3月31日までの期間、指定管理者として財団法人大塔ふる里センターを指定

▼阿田峯公園に係る指定管理者の指定

24年6月1日から27年3月31日までの期間、指定管理者を指定することについて【否決】

▼国民健康保険特別会計補正予算(第1号)【可決】

療養給付費、国保連合会負担金等の追加

▼介護保険特別会計補正予算(第2号)

【可決】

電算処理委託料等の追加及び繰越明許費の補正

▼水道事業会計補正予算(第2号)

【可決】

消費税納税予定額の追加、収益的支出の減額及び資本的支出の追加

■予算審査特別委員会に付託し、
本会議で議決された議案

▼乳幼児医療費助成条例の一部改正

【可決】

題名を子ども医療費助成条例に改め、対象者を小学1年生から6年生までの入院に拡充し、所得制限を撤廃(24年8月1日から施行)

▼介護保険条例の一部改正【可決】

介護保険サービスの充実並びに介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図るため介護保険料の額を改正(24年4月1日から施行)

【24年度当初予算】

▼一般会計【可決】

消防庁舎建設事業、し尿処理施設建設事業等

171億3千8百万円

▼国民健康保険特別会計【可決】

保険給付費、後期高齢者支援金等

45億6千4百万円

▼簡易水道特別会計【可決】

簡易水道整備事業等

4億9千840万円

▼下水道事業特別会計【可決】

公共下水道事業、流域下水道事業負担金等 11億3千9百万円

▼墓地事業特別会計【可決】

墓地事業管理費 220万円

▼介護保険特別会計【可決】

保険給付費、地域支援事業費等 33億570万円

▼大塔診療所特別会計【可決】

業務費等 6千610万円

▼農業集落排水事業特別会計【可決】

業務費等 410万円

▼後期高齢者医療特別会計【可決】

後期高齢者医療広域連合納付金等 4億2千950万円

▼水道事業会計【可決】

水道事業収益

7億3千153万3千円

水道事業費用

7億1千620万9千円

■いずれの委員会にも付託せず、
本会議で議決された議案

▼特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正

【可決】

スポーツ基本法の制定に伴い体育指導員をスポーツ推進委員に名称変更(24年4月1日から施行)

▼市税条例の一部改正【可決】

地方税法の一部改正に伴うたばこ税